

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(採石認可の申請書)

第3条 採石法(昭和25年法律第291号。以下「法」という。)第33条の3第1項に規定する申請書は、採石計画認可申請書(様式第1号)によるものとする。

2 採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)第8条の15第2項第10号に規定する書類は、採石跡地資金計画書(様式第2号)によるものとする。

(変更認可の申請等)

第4条 法第33条の5第1項本文の規定による申請は、認可計画変更認可申請書(様式第3号)を提出して行うものとする。

2 法第33条の5第2項の規定による届出は、認可計画軽微変更届(様式第4号)を提出して行うものとする。

(跡地防災保証)

第5条 条例第6条第1項第4号の規則で定める保証(以下「跡地防災保証」という。)は、次に掲げる機関(以前に跡地防災保証を履行しなかったこと、破産手続開始の原因となる事実のあること等により、跡地防災保証を行う機関として適当でないと知事が認めるものを除く。)が行うものとする。

(1) 一般社団法人鳥取県採石協会

(2) 一般社団法人鳥取県西部採石協会

(3) その他前2号に掲げる機関と同等の能力を有すると知事が認める機関

2 跡地防災保証の内容は、次に掲げる措置を行うこととする。

(1) 通常想定される降雨等に対応できる沈砂池、沈殿池又は土堤を設置し、隣接地に悪影響を及ぼさないようにする措置

(2) 土堤又は柵の設置その他の採石場の跡地への関係者以外の進入を防止するための措置

3 認可申請には、跡地防災保証を行う機関と締結した契約書の写しその他の跡地防災保証を受けていることが確認できる書類を添付するものとする。

4 知事は、採石認可又は法第33条の5第1項の規定による変更の認可を行おうとするときは、あらかじめ跡地防災保証を行った機関の意見を聴くものとする。

(重大な認可計画の不遵守)

第6条 条例第9条第1項第2号ウの規則で定める重大な認可計画の不遵守は、認可計画に定める廃土、廃石又は脱水ケーキの積上げ高さを超えて、廃土、廃石又は脱水ケーキを堆積していることとする。

(業務報告等)

第7条 条例第11条第1項の規定に基づく報告は、業務状況報告書(様式第5号)を提出して行うものとする。

(認可状況の公表)

第8条 条例第13条の規定に基づく公表は、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、県公報又は県の広報紙への登載その他の方法により行うものとする。

(採石認可の基準)

第9条 条例別表第1の1の項の基準の欄の(1)の規則で定める図面等は、5万分の1の縮尺の位置図、見取図、現況の実測平面図、実測横断面図、実測縦断面図、丈量図及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条に規定する地図の写しとする。

2 条例別表第1の1の基準の欄の(3)の規則で定める方法は、境界杭又は境界標識の設置その他の知事が適当と認める方法とする。

3 条例別表第1の2の項の基準の欄の(1)の規則で定める方法は、試掘、溝切り(溝の切り開きをいう。以下同じ。)その他の知事が適当と認める方法とする。

- 4 条例別表第1の2の項の基準の欄の(3)の採取の期間は、次の表の項目の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間を超えないものとする。ただし、同表の項目のうち2項目以上に該当する場合にあっては、当該期間のうち最も短い期間を超えないものとする。

項目	期間
1 直前認可期間（認可申請をした日の直前に受けた当該採石場の採石認可に係る採取の期間をいう。以下同じ。）内に条例第4条第3項の規定に違反して報告を行わなかったとき又は条例第9条第1項の規定に基づく命令を受けたとき。	4年
2 直前認可期間内に法33条の13の規定に基づく命令を受けたとき。	3年
3 直前認可期間内に法第32条の10第1項又は第33条の12の規定による処分を受けたとき。	1年
4 直前認可期間内に法33条の13の規定に基づく命令を受けた場合であって、当該命令に従わず、又は認可計画の不遵守を繰り返したとき。	
5 土地所有者その他採石を行う土地に関し第三者に対抗する権利を有する者との契約（以下「所有者等との契約」という。）、法令その他の事由により採取の期間が制限されるとき。	所有者等との契約、法令その他の事情により制限された期間

- 5 条例別表第1の3の項の基準の欄の規則で定める方法は、試掘、溝切りその他の知事が適当と認める方法とする。
- 6 条例別表第1の5の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、採石施工計画（様式第6号）に定めるものとする。
- 7 条例別表第1の5の項の基準の欄の(2)の規則で定める方法は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の採掘方法の欄に定めるとおりとする。

岩石の種類等	採掘方法
1 露天採掘で採取が可能な岩石	機械掘り又は手掘りで行う階段採掘法
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	機械掘り又は手掘りで行う中断式、残柱式又は柱房式の採掘法

- 8 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、掘削作業計画（様式第7号）に記載するものとする。
- 9 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のアの規則で定める措置は、柵、境界標識、危険区域表示板その他の知事が適当と認める設備の設置とする。
- 10 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のウの規則で定める距離は、5メートル（採掘について森林法（昭和26年法律第249号）に基づく開発行為の許可（以下「森林開発許可」という。）が必要なときは、30メートル）とする。ただし、隣接地に道路、河川、鉄道その他の公共施設又は建物、墓碑、その他の構築物が存するときは、岩石の流出を防止するための土堤、コンクリートよう壁その他の施設等で知事が適当と認めるものを設置する場合を除き、次の表の高低差の欄に掲げる区分に応じ、斜面（勾配が30度以上の土地をいう。以下同じ。）の下端から斜面に対して垂直方向に、それぞれ同表の距離の欄に定める距離を確保しなければならない。

高低差	距離
1 掘削区域又は従前の採石認可に係る最終掘削面の最も高い場所と斜面の下端の高低差（以下「斜面高低差」という。）が25メートル以上である場合	50メートル
2 1以外の場合	斜面高低差の2倍に相当する距離

- 11 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のエの規則で定める角度は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の角度の欄に定める角度とする。

岩石の種類等	角度

1 表土	(1) 採掘について森林開発許可が必要な土地		35度 (掘削後の平均勾配35度)	
	(2) (1)以外の土地		40度 (掘削後の平均勾配40度)	
2 露天採掘で採取が可能な岩石	(1) 砕石用原石 (砕石の用に供される原石をいう。以下同じ。)	ア 採掘について森林開発許可が必要であるとき	(ア) 軟岩	60度 (掘削後の平均勾配60度)
			(イ) (ア)以外	75度 (掘削後の平均勾配60度)
		イ ア以外のとき。		75度 (掘削後の平均勾配60度)
	(2) 石材用原石 (石材の用に供される原石をいう。以下同じ。)	ア 採掘について森林開発許可が必要であるとき。	(ア) 軟岩	60度 (掘削後の平均勾配60度)
			(イ) (ア)以外	90度 (掘削後の平均勾配70度)
		イ ア以外のとき。		90度 (掘削後の平均勾配70度)
	(3) 風化岩石 (真砂土その他これに類する風化した岩石をいう。以下同じ。)	ア 採掘について森林開発許可が必要であるとき。	(ア) 風化の著しい岩石	40度 (掘削後の平均勾配35度)
			(イ) (ア)以外	35度 (掘削後の平均勾配35度)
		イ ア以外のとき。		45度 (掘削後の平均勾配35度)
	(4) 工業原料用原石 (工業の原料の用に供される原石をいう。以下同じ。)		採掘をする岩石の質、採掘条件等に応じ、(1)から(3)までに準じて知事が定める角度	
	3 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石			採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が定める角度

12 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のオの規則で定める措置は、金網、土堤、石垣、コンクリートよう壁その他知事が適当と認める施設の設置とする。

13 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のキの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

岩石の種類等		高低差
1 露天採掘	(1) 砕石用原石	100メートル
	(2) 石材用原石	
	(3) 風化岩石	50メートル
	(4) 工業原料用原石	採取する岩石の質、採掘条件等に応じ、(1)から(3)までの区分に応じた高低差に準じて知事が定

		める高低差
2	坑内採掘	採掘する岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が定める高低差

14 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のキの規則で定める幅は、10メートルとする。

15 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のクの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

岩石の種類等		高低差
1	露天採掘	(1) 砕石用原石
		(2) 石材用原石
		(3) 風化岩石
		(4) 工業原料用原石
		採取する岩石の質、採掘条件等に応じ、(1)から(3)までの区分に応じた高低差に準じて知事が定める高低差
2	坑内採掘	採掘する岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が定める高低差

16 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のケの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

岩石の種類等		高低差
1	露天採掘で採取が可能な岩石	(1) 砕石用原石
		(2) 石材用原石
		(3) 風化岩石
		(4) 工業原料用原石
		採取する岩石の質、採掘条件等に応じ、(1)から(3)までの区分に応じた高低差に準じて知事が定める高低差
2	坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘する岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が定める高低差

17 条例別表第1の6の項の基準の欄の(2)に掲げる事項は、岩石運搬計画(様式第8号)に記載するものとする。

18 条例別表第1の6の項の基準の欄の(3)に掲げる事項は、汚濁水等処理計画(様式第9号)に記載するものとする。

19 条例別表第1の6の項の基準の欄の(3)のイの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地滑り等により崩壊する危険がない場所に設置されていること。
- (2) 通常想定される雨量に十分に対応できる処理能力があること。
- (3) 河川等公共用水域に接続する排水路は、再汚濁を防止し、通水能力を維持できるコンクリート造りその他の堅固な構造とすること。
- (4) 沈殿池は、処理能力を維持し得るコンクリート造りその他の堅固な構造とすること。
- (5) 沈殿池は、必要に応じ泥水に浮遊する泥等の沈降を促進する薬剤の投入その他所要の沈降を促進するための措置を講ずることができるものとする。
- (6) 沈殿池は、1系統がしゅんせつ等で使用不能のときにも汚濁した水の処理を続けられるよう原則として2系統設置すること。
- (7) 沈殿池及び沈砂池については、これらが有効に機能するよう、必要な水深を維持するためしゅんせつその他の必要な措置をとること。
- (8) しゅんせつした土砂については、十分脱水した後堆積場に堆積することその他の適切な措置を講ずること。
- (9) 採石の工程ごとに前各号に掲げる措置等を講ずる必要があるときは、それぞれの工程に応じて当該措置を講ずること。

- 20 条例別表第1の6の項の基準の欄の(4)に掲げる事項及び同表の8の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、採取跡地整理計画(様式第10号)に記載するものとする。
- 21 条例別表第1の6の項の基準の欄の(4)のイの規則で定める措置は、のり面の整形、のり面の緑化、小段の設置、金網の設置、土堤の設置、石垣の構築、コンクリートよう壁の設置その他知事が適当と認める保護工事を行う措置とする。
- 22 条例別表第1の7の項の基準の欄に掲げる事項は、廃土等堆積計画(様式第11号)に記載するものとする。
- 23 条例別表第1の7の項の基準の欄のアの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 近くに人家、構築物等が存在しないこと。
 - (2) 土砂の流入が少ないこと。
 - (3) 山崩れ、地滑り等のおそれがないこと。
 - (4) 集水量の大きい地形でないこと。
 - (5) 湧水量が少ない基礎地盤であること。
 - (6) 河川の付近でないこと。
 - (7) その他堆積を行う用地として不適切な場所でないこと。
- 24 条例別表第1の7の項の基準の欄のオの規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 安定計算を行い、その安全性を確認すること。
 - (2) 水平層状堆積法で堆積すること。
 - (3) 堆積後は、芝張り、石張り、植栽等を行い、堆積した廃土又は廃石を安定させる措置をとること。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が鳥取県採石事務取扱要綱(以下「要綱」という。)で定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第90号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第75号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年規則第17号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第93号)

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第29号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第94号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第21号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第42号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第39号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第2号)抄

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第19号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

※整理番号	
※審査結果	
※受理年月日	
※認可番号	

年 月 日

採石計画認可申請書

職 氏名 様

郵便番号
住所
申請者 氏名 (印)
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
登録年月日及び登録番号
電話番号

採石法第33条の規定により、次のとおり採石計画の認可を申請します。

1 採石場の区域	所在地		
	採石場の面積		m ²
	掘削区域の面積		m ²
	最終高低差		m
	境界の明示方法		
区域を明示する図面等		別添のとおり	
2 採取をする岩石の種類及び数量	種類		数量 (トン) m ³
3 採取の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 採石業務従事者数	人 (うち業務管理者の資格を有する者 人)		
5 岩石の賦存の状況	賦存の状況		
	確認方法		
6 採取岩石の用途			
7 採石の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	採石施工計画	別添のとおり	
	掘削勾配を確保するための設備		
8 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	掘削作業計画	別添のとおり	
	岩石運搬計画	別添のとおり	
	汚濁水等処理計画	別添のとおり	
	採取跡地整備計画	別添のとおり	
9 廃土又は廃石の堆及び脱水ケーキの処理の方法積の方法	廃土等堆積計画	別添のとおり	

注

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「区域明示のための図面等」には、採石場の区域及び掘削区域、採石場内の破碎及び選別、洗浄、騒音等防止のための施設、火薬の保管場所、残土堆積場、製品の堆積場、沈砂池、沈殿池、汚泥の処理施設、排水路等の各施設、作業用道路、公道までの搬出経路等を示すこと。
- 3 「採石施工計画」は、工程（表土等除去、掘削、破碎及び選別、跡地整理）ごとに作成するものとし、使用する機械、設備その他の施設の種類及び能力、採取期間等を記載すること。
- 4 「掘削作業計画」は、掘削時の土砂崩れの防止の方法、掘削勾配、小段の設置、破碎及び選別のための施設の設置場所等を記載すること。
- 5 「岩石運搬計画」は、採石場の区域外に岩石を運搬するに当たって講ずべき、粉じん、騒音、振動等による災害防止の措置を記載すること。
- 6 「汚濁水等処理計画」は、採石により発生した汚濁水の処理方法、処理施設の措置等を記載すること。
- 7 「採取跡地整備計画」は、採取跡地の整備の方法、緑化等の施工方法、残壁の崩壊防止の措置等を記載すること。
- 8 「廃土等堆積計画」は、除去をした表土、廃土、廃石等の堆積の方法、堆積場の設置場所等を記載すること。

添付書類 知事が要綱で定める書類

様式第2号（第3条関係）

採石跡地資金計画

1 跡地の災害防災工事費用

工種	金額	備考
小段整形(排水対策等)	円	
小段植栽	円	円/㎡× ㎡
平坦地整地・埋戻し・植栽	円	円/㎡× ㎡
のり面整形	円	
のり面種子吹付け・植栽	円	円/㎡× ㎡
排水施設敷設	円	
その他（ ）	円	
計	円	

2 必要資金確保の計画

科目	金額	備考
自己資金	円	
借入金	円	
事業収入	円	円/㎡× ㎡
その他（ ）	円	
計	円	

注 「平坦地整地・埋戻し・植栽」欄は、他用途に利用するときは平坦地植栽不要と記載し、その理由を記載すること。

添付書類

- 1 認可申請直前の事業計画年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- 2 知事が要綱で定める書類

様式第3号（第4条関係）

※整理番号	
※審査結果	
※受理年月日	
※認可番号	

年 月 日

認可計画変更認可申請書

職 氏名 様

郵便番号
住所
申請者 氏名 (印)
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
登録年月日及び登録番号
電話番号

採石法第33条の5第1項本文の規定により、次のとおり認可計画の変更の認可を申請します。

変更に係る認可計画の認可番号		
認可計画を変更する採石場の所在地		
変更に係る認可計画の項目		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更の理由		
その他		

注

- ※印の欄は、記載しないこと。
- 変更が認可計画の複数の項目に該当する場合は、該当項目ごとに区別して記載すること。
- 「変更の理由」欄は、変更する理由を具体的に記載すること。
- 「その他」欄は、変更に伴う必要な採石法以外の法令の手續等について具体的に記載すること。

添付書類

- 認可計画の変更の内容がわかる資料
- 変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等の変更があった場合は、当該変更後の図面、計画等

様式第4号（第4条関係）

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

年 月 日

認可計画軽微変更届

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

登録年月日及び登録番号

電話番号

採石法第33条の5第2項の規定により、次のとおり認可計画の変更を届け出ます。

変更に係る認可計画の認可番号		
認可計画を変更する採石場の所在地		
変更に係る認可計画の項目		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更の理由		
その他		

注

- ※印の欄は、記載しないこと。
- 変更が認可計画の複数の項目に該当する場合は、該当項目ごとに区別して記載すること。
- 「変更の理由」欄は、変更する理由を具体的に記載すること。
- 「その他」欄は、変更に伴う必要な採石法以外の他法令の手續等について具体的に記載すること。

添付書類

- 認可計画の変更の内容がわかる資料
- 変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等の変更があつた場合は、当該変更後の図面、計画等

業務状況報告書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号
 住所
 申請者 氏名 (印)
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 登録年月日及び登録番号
 電話番号

鳥取県採石条例第11条第1項の規定により、次のとおり報告します。

項 目	内 容			
1 採石場の所在地等	所在地	(面積 m ²)		
	採取地の地目			
	採石権の設定	有 設定期間：始期 年 月 日から 終期 年 月 日まで 無		
2 認可期間	年 月 日から 年 月 日まで			
3 採石に係る岩石の種類及び計画数量	岩種	、数量	トン (m ³)	
	岩種	、数量	トン (m ³)	
	岩種	、数量	トン (m ³)	
4 採石の実施状況		実 施 状 況	完了、完了予定日 又は実施予定日	
	表土除去	完了・実施中・未着手	年 月 日	完了 完了予定 実施予定
	掘削	完了・実施中・未着手	年 月 日	完了 完了予定 実施予定
	破碎及び選別	完了・実施中・未着手	年 月 日	完了 完了予定 実施予定
	跡地整理	完了・実施中・未着手	年 月 日	完了 完了予定 実施予定
5 採石業務従事者数	人 (うち業務管理者の資格を有する者 人)			
6 産出品目及び採取実績	品 目			合 計
	1年間実績	m ³ トン	m ³ トン	m ³ トン
	認可期間累計	m ³ トン	m ³ トン	m ³ トン
7 残った廃土の処分量	報告年分	m ³ 認可期間累計		m ³

8 跡地の整備の実施状況	整備工法	のり面の整形・のり面の緑化・小段の設置・金網の設置・土堤の設置・石垣の構築・コンクリートよう壁の設置		
	施工状況			
9 排水路等の設置状況	集水路	排水路	沈砂池	沈殿池
	設置・未設置	設置・未設置	設置・未設置	設置・未設置
10 災害の発生の有無、災害の内容及びそれに対して講じた措置				
11 採石に当たって障害となった事項				

注 「採石の実施状況」欄は、報告する月の前年末現在の状況を記載すること。

添付書類

- 1 掘削状況等を示す図面（平面図、横断面図、縦断面図等）
- 2 採石施工計画（様式第6号）のその2に施工実績を赤色で記載したもの
- 3 災害の発生の有無、災害の内容及びこれに対して講じた措置並びに採石に当たって障害となった事項に関し、知事が要綱で定める資料

採石施工計画

その1

工 程		表 土 等 除 去	掘 削	破 砕 及 び 選 別	跡 地 整 理
工 期		年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月
掘削する土地の面積及び数量		m ² m ³	m ² m ³		
掘削勾配 (平均掘削勾配)		(度)	(度)		
確保すべき保全距離		辺 m 辺 m 辺 m 辺 m	辺 m 辺 m 辺 m 辺 m		
設備その他の施設					
使用する機械	名称				
	能力				
	台数				
	名称				
	能力				
	台数				

採石計画工程表

採石場の所在地																																							
認可期間																																							
開始					年					月					日					終了					年					月					日				
作 業	数 量	1年目												2年目												3年目													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
防護柵の設置及び撤去																																							
立木の伐採及び処分																																							
表土除去																																							
(岩石採取予定量)																																							
表土管理																																							
岩石採取																																							
(岩石採取予定量)																																							
小段形成																																							
採取した岩石の管理																																							
法面緑化工																																							
排水路整備																																							
沈殿池整備																																							
残排土堆積処理																																							
搬入・搬出路の管理																																							
濁水流出管理																																							
採取跡地整地																																							

- 注
- 1 各工程ごとに各項目に対応した計画等を別途作成し、当該計画等で工程ごとに遵守すべき具体的な基準を示すこと。
 - 2 「工期」欄は、それぞれの工程ごとに、岩石の採取計画の認可申請において合理的に必要な期間を月単位で記載すること。
 - 3 各工程における作業が並行して行われるときは、それぞれの作業の流れ及びつながりを明らかにするようにその2を作成すること。
 - 4 「表土等除去」欄は、表土、風化物、樹木等表土に付随して除去が必要なものを除去する工程を記載すること。
 - 5 「掘削する土地の面積及び数量」欄は、掘削する土地についての面積又は数量を平方メートル単位又は立方メートル単位で記載すること。
この場合において、数量は、月々の採取量の累積についてその2を作成し、計画と実績を対比できるようにすること。なお、実績の数量が計画した数量を上回ることが確実な場合には、あらかじめ採取計画の変更認可の申請を行う必要があるので留意すること。
 - 6 「掘削勾配」及び「確保すべき保全距離」の欄は、掘削作業計画から転記すること。
 - 7 「設備その他の施設」欄は、採石場への進入を防ぐための防護柵等それぞれの工程ごとに使用するものを記載すること。
 - 8 「使用する機械」欄は、それぞれの工程ごとに使用する機械の名称、種類、能力及び台数を記載すること。書ききれない場合には、別紙を用いること。
 - 9 その2の各欄は、採取期間、記入項目等に応じて、適宜修正して記入すること。

添付書類

- 1 掘削後の状況等を示す年次計画図面（平面図、横断面図、縦断面図等（掘削が段階をおって行われるときは、段階ごとのもの））
- 2 知事が要綱で定める書類

掘 削 作 業 計 画

	処 理、管 理、防 止 等 の 方 法									
岩石の種類等	露天採掘（砕石用原石 ・ 石材用原石 ・ 工業原料用原石 ・ 風化岩石） ・ 坑内採掘									
	岩種		数量		用途					
	岩種		数量		用途					
	岩種		数量		用途					
岩石の種類の確認の方法	試掘 ・ 溝切り ・ その他（ ）									
岩石の賦存の状況	地形・地質									
	走向・傾斜		賦 存 量		断 面 図					
岩石の賦存の状況確認の方法	試掘 ・ 溝切り ・ その他（ ）									
森林法の開発行為許可	必要（許可済 年 月 日から 年 月 日まで、申請中 年 月 日頃許可見込み） ・ 不要									
進入防止措置	柵 ・ 境界表示板 ・ 危険区域表示板 ・ その他（ ）									
周辺土地の利用状況	鉄道：	m	道路：	m	河川：	m	公園：	m	墓地：	m
	学校：	m	病院：	m	集落：	m	その他（ ）：	m		
隣接地との間の保全距離	要否の別	必要 ・ 不要（範囲 ）；理由								
	利用状況	道路、河川、鉄道等公共施設（ 辺） ・ 家屋等（ 辺） ・ 森林開発許可が必要な区域（ 辺） ・ その他（ に利用： 辺）								
	保全距離	辺	m	辺	m	辺	m	辺	m	
掘削方法	露天採掘（ 階段採掘 ・ 階段採掘（オープンシュート式）） ・ 坑内採掘 採掘手段 手掘 ・ 機械掘									
掘削時の土砂崩れの防止措置等	掘削勾配	表土等除去 度（表土等に含まれるもの： 土砂 ・ 木 ・ 草 ・ その他（ ））								
		岩石の種類等：	掘削時	度	（掘削後の平均勾配 度）					
		岩石の種類等：	掘削時	度	（掘削後の平均勾配 度）					
	勾配の確認	丁張り ・ その他（ ）								
その他の措置										
落石等防止の措置	金網 ・ 土堤 ・ 石垣 ・ コンクリートよう壁 その他（ ）									

		処 理、管 理、防 止 等 の 方 法			
破砕及び選別のための施設	破砕及び選別の方法	乾式 ・ 湿式			
	破砕施設の有無	有（規模・能力）		無	設置場所 別添のとおり
	選別施設の有無	有（規模・能力）		無	設置場所 別添のとおり
	破砕及び選別のための施設の稼働時間	時 分から	時 分まで（平日）	時 分から	時 分まで（休日）
	防音措置	防音装置の付いた機器の使用 ・ 遮蔽物の設置 ・ その他（ ）			
	防振措置	防振装置の付いた機器の使用 ・ 防振装置の設置 ・ その他（ ）			
	防塵措置	防塵装置の付いた機器の使用 ・ 集塵機の設置 ・ その他（ ）			
製品の堆積	堆積場所	堆積の状況；			
	安全確保の措置	かん止堤の設置 ・ よう壁の設置 ・ その他（ ）			
業務管理者の管理監督	管理事務所	名称	所在地	電話	
	業務管理者	氏名	連絡先		
	採石作業時間	時 分から	時 分まで（平日）	時 分から	時 分まで（休日）
		時 分から	時 分まで（平日）	時 分から	時 分まで（休日）
	業務管理者の現場監督	1週間につき平均 日、1日につき平均 時間			
監督上特に留意する事項					

注 この計画において、「休日」とは鳥取県の休日を定める条例に規定する休日をいい、「平日」とは休日以外の日をいう。

添付書類

- 1 業務管理者試験の合格証の写し
- 2 知事が要綱で定める書類

様式第8号（第9条関係）

岩 石 運 搬 計 画

内 容					
搬出主体	認可申請者 ・ 請負又は委託して搬出（請負又は委託先（ ）） ・ 購入者				
製品の運搬方法等	運搬に用いる車両等	トラック（ トン・ 台、 トン・ 台）、その他（ ）			
	1日当たり車両等台数（平均）	トラック（ 台）、その他（ 台）			
	国道又は県道までの搬出経路				
	搬出先				
原石及び廃土石の運搬方法等	運搬に用いる車両等	トラック（ トン・ 台、 トン・ 台）、その他（ ）			
	1日当たり車両等台数（平均）	トラック（ 台）、その他（ 台）			
	廃土石堆積場等への搬入経路				
積込用機械	名 称	規格・出力	能 力	台 数	備 考
運搬作業の時間	時 分から 時 分まで（平日） 時 分から 時 分まで（休日）				
運搬中の措置	覆いの装着 ・ その他（ ）				
粉塵の発生防止	原石等積込場	散水 ・ 壁の設置 ・ その他（ ）			
	場内道路	舗装 ・ 散水 ・ 清掃 ・ その他（ ）			
	搬出用道路等	舗装 ・ 散水 ・ 清掃 ・ その他（ ）			
	近隣の公道	舗装 ・ 散水 ・ 清掃 ・ その他（ ）			
公道等汚損防止措置	洗車場の設置等	洗車場：有（縦 m×横 m×高さ m） ・ 無（理由） ・ スプレー、シャワー等による車への散水 ・ その他（ ）			
	公道等汚損時の措置	散水 ・ 清掃 ・ 補修 ・ その他（ ）			
過積載防止	検量の方法	出入口付近への検量器の設置 ・ その他（ ）			
	不正改造車への積込み				
	従業員等への教育	研修の実施 ・ 請負業者への研修依頼 ・ その他（ ）			
交通事故防止等	交通事故防止を目的とする団体の設立	団体名 ; 設置年月日 年 月 日			
	交通事故防止対策のための協議会への加入	協議会名 ; 加入年月日 年 月 日			
	交通事故防止対策のための協定への加盟	協定名 ; 加盟年月日 年 月 日			

注 この計画において、「休日」とは鳥取県の休日定める条例に規定する休日をいい、「平日」とは休日以外の日をいう。

添付書類 知事が要綱で定める書類

汚 濁 水 等 処 理 計 画

		措 置 等 の 内 容							
汚濁水発生見込量	採石場内	想定降雨量 mm/時間 (10年確率)			集水面積 m ²				
	放流先水路	想定降雨量 mm/時間 (30年確率)			集水面積 m ²				
採石場の区域外への汚濁水の流出防止措置	場内排水路	規 格		集水面積	流出量	流下能力	構 造		
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
		cm × cm	m ²	m ³ /秒	m ³ /秒				
汚濁水処理施設	沈砂池	規 格			面 積	貯水量	処理能力	対象流入量	構 造
		m × m × m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤		
		m × m × m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤		
		m × m × m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤		
	沈殿池	規 格			面 積	貯水量	処理能力	対象流入量	構 造
		m × m × m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤		
		m × m × m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤		
		m × m × m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤		
貯留施設への流水経路									
	汚濁水処理用薬品	薬品名		投入量	kg/m ³ 、薬品名		投入量	kg/m ³	
	外部への放流方法及び量	放流方法				放流量			m ³ /秒

		措 置 等 の 内 容			
採石場の区域外への汚濁水の流出防止措置	汚濁水処理装置	処理方法	環流方式 ・ その他 ()		
		処理能力	m ³ / 時間		
		処理方法	環流方式 ・ その他 ()		
		処理能力	m ³ / 時間		
		処理方法	環流方式 ・ その他 ()		
		処理能力	m ³ / 時間		
		処理方法	環流方式 ・ その他 ()		
	処理能力	m ³ / 時間			
	流出止め水路				
	その他の施設	規 模			
[]	処理方法				
	処理能力				
処理後の放流先	一級河川（国管理） ・ 一級河川（県管理） ・ 2級河川 ・ その他の河川（砂防河川 ・ 水路 ・ その他 ())				
放 流 量	m ³ / 秒				
放流への同意	同意済 ・ 同意見込み (年 月 日見込み)	管			
	・ 同意不要 (理由)	理			
		者			
放流先流量	当初 m ³ / 秒	開発後	m ³ / 秒	計画（許容）流下量 m ³ / 秒	
汚泥の処理方法	乾燥の方法	天日乾燥（堆積期間 日） ・ 人工乾燥（堆積期間 日）			
	堆積場所				
	堆積後の処理方法				

注 この計画は、採石の進行により採石場の形状が変わり、従前の流水経路、流出防止措置等により汚濁水の流出を防ぐことができないと計画時に想定されるときは、それぞれの形状に対応したものを作成すること。

添付書類

- 1 採石場の区域外への汚濁水の流出防止措置に係る施設の設置の状況を明らかにする資料及び各施設又は装置に流入が予想される汚濁水、泥等の量に応じた施設になっていることを示す資料
- 2 汚泥の堆積場所を明らかにする資料
- 3 知事が要綱で定める書類

採 取 跡 地 整 理 計 画

	施 設・措 置 等 の 内 容	
保全区域の崩壊防止	土留め施設（石張工・ブロック張工・コンクリート張工・コンクリートブロックわく工・モルタル吹付工・網工）・その他（ ）	
残壁の崩壊等を防ぐ措置	のり面の整形 ・ のり面の緑化 ・ 小段の設置 ・ 金網の設置 ・ 土堤の設置 ・ 石垣の構築 ・ コンクリートよう壁の設置 ・ その他（ ）	
掘削後残壁の勾配	掘削後の平均勾配 度	
掘削後の小段	幅	m 高低差 m毎、 m ～ m
進入防止措置	柵 ・ 境界表示板 ・ 危険区域表示板 ・ その他（ ）	
跡地の埋立て	必要 ・ 不要 理由：	
	必要な場合の埋立措置の内容：	
跡地の緑化	緑化の必要性	必要 ・ 不要（理由 ）
	緑化の目的	水土保全 ・ 景観保全 ・ 生態系保全 ・ その他（ ）
	緑化植物の種類	高木 ・ 低木 ・ 草本 ・ つる草 ・ その他（ ）
	緑化植物の名称	
	緑化の時期	年 月から 年 月まで
	緑化の方法	種子吹付け ・ 植栽 ・ その他（ ）
跡地の防災措置の履行確保	保証機関	一般社団法人鳥取県採石協会・一般社団法人鳥取県西部採石協会・ その他（ ）
	保証期間	
	保証内容	

	施設・措置等の内容
採取跡地の維持管理等採取跡地の整理において留意する事項	

注

- 1 「跡地の緑化」欄は、他用途に利用するときは緑化の必要性の欄に不要と記載し、その理由を記載すること。
- 2 緑化の時期は、年次ごと又は掘削段階ごとに区分して示すこと。

添付書類

- 1 保証機関及び保証内容を明らかにする資料
- 2 知事が要綱で定める書類

様式第11号 (第9条関係)

廃 土 等 堆 積 計 画

措 置 等 の 内 容		
堆積場の設置	設置場所 面積 m^2 基底部の岩質	
	堆積予定量 m^3 地盤面の整地：要（草、竹木等の除去・段切り・その他（ ））・不要	
	形状 のり面勾配 度：小段幅 m：総垂直高さ m 堆積予定量 m^3	
	堆積する廃土等 脱水ケーキ・処理土・表土・その他（ ）	
	堆積方法 水平層状堆積法・その他（ ）：理由 積上げ高さ m/回	
	転落防止措置 よう壁（コンクリート・石積み・その他（ ））・その他（ ）	
	土留施設 要・不要（理由 ）：設置位置 かん止堤（石塊・土・重力式コンクリート・石積み・その他（ ））	
	安定計算の結果 常時： >1.2 、地震時： >1.0	
廃土等	発生する廃土等の性状等 発生量 m^3 /日（総量 m^3 ）：強度	
	仮置の有無 有（理由 ）：場所（ ）・無（理由（ ））	
	処理方法 最終処分・場内堆積・場外堆積・販売（ ）用・その他（ ）	
洗浄のための施設	洗浄施設の有無 有（規模・能力（ ））・無 設置場所 別添のとおり	
	岩石等の搬入方法 トラック・ベルトコンベア・その他（ ）；搬入量 m^3 /時間	
	洗浄水の取水箇所 河川水・地下水・その他（ ）；取水量 m^3 /日	
	洗浄水の取水方法 導水路設置・ポンプアップ・その他（ ）	
	汚泥の発生状況 発生量 m^3 /日（総量 m^3 ）：性状	
洗浄施設等により生成される脱水ケーキ等への対応	生成量 m^3 /日（総量 m^3 ）；性状	
	汚泥の粒子等の凝集のため加える物質（凝集剤） 種類 量 kg/m^3 、種類 量 kg/m^3	
	安定化措置	排水の良い廃土又は廃石との混合 混合する廃土等： 混合比
		石灰等改良材との混合 混合する改良材： 混合比
		その他の措置 排水するための層の厚さ m：性状

		措 置 等 の 内 容								
洗浄施設等により生成される脱水ケーキへの対応	有効利用の方法	堆積用土砂としての活用 ・ その他 ()								
	仮置の有無	有 (場所 : 理由) ・ 無 (理由)								
汚泥、脱水ケーキ、処理土等の環境関連法規適合	確認された内容									
	確認した機関名						提出年月日	年	月	日
排水等の措置	場外水排除施設	規 模								
		構 造								
	場内水排除施設	規 模								
		構 造								
	汚濁水処理施設	沈 殿 池	規 格			面 積	貯水量	処理能力	対象流入量	構 造
			m × m × m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤		
			m × m × m ()	m ²	m ³	m ³ /秒	m ³ /秒	掘込み・土堤		
	理 施 設	貯留施設への流水経路								
		汚濁水処理用薬品		薬品名	投入量	kg/m ³ 、薬品名	投入量	kg/m ³		
		外部への放流方法及び量		放流方法			放流量 m ³ /秒			
粉塵防止等の措置	芝張り ・ 石張り ・ 草本類等の種子の播種 ・ 植栽 ・ その他 ()									
堆積場の維持管理	計測施設	降水量 (施設名 , 性能) ・ 沈下量 (施設名 , 性能)								
		・ 間隙水圧 (施設名 , 性能) ・ その他 (施設名 , 性能)								
	点検内容	頻度 回/週・月		点検責任者氏名 , 資格等						
	計測記録簿	作成者	保管場所			保管期間 年 月 ~ 年 月				
	堆積完了後ののり面処理その他の留意事項									

注 計画に記載された内容の確認に当たっては、産業廃棄物関係法令等を所管する機関との連携を図ること。

添付書類

- 1 堆積場の設置に係る安定計算の結果を判断するために必要な資料
- 2 保健所等の機関に確認を受けたことを証する書類及び当該機関に提出した資料
- 3 排水措置に係る各施設の設置の状況を明らかにする資料及び流入が予想される汚濁水等の量に応じた施設になっていることを示す資料
- 4 知事が要綱で定める書類